

平成18年度

第3回「鳥取市政懇話会」地域づくり部会

日時:平成18年12月8日(金)午後1時～2時50分

場所:鳥取市役所本庁舎4階 第2会議室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1)鳥取市における取り組み事業について

- ・ 人口増加対策(定住促進)について(資料1)
- ・ 「住民自治基本条例(仮称)」について(資料2)

(2)「中山間地域(合併地域)の振興」のまとめについて(資料3. 4)

- ① 鳥取自動車道開通後の中山間地域(合併地域)の振興策
- ② 中山間地域(合併地域)のコミュニティの充実・強化

3. そ の 他

4. 閉 会

人口増加対策(定住促進)について

I 人材誘致・定住対策促進事業

●目的

UJI ターン希望者に対し、総合的に情報を提供できる体制を整えるため、協働推進課地域振興室内に定住促進やUJI ターンに係る相談支援窓口を設置することにより、今まで部署ごとに個別に対応していた、UJI ターンに関する情報の収集・発信の一元化を図り、団塊の世代を中心に市域外から鳥取市への定住を促進する。

●総合相談窓口の設置

1. 窓口の名称 鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口
2. 設置日 平成18年9月1日(金)
3. 設置場所 企画推進部協働推進課地域振興室(市役所本庁舎3階)

4. 窓口の主な業務

- (1) 情報の収集・管理業務
- (2) 空き家(非居住住宅)の確保・紹介業務
- (3) 窓口相談業務
- (4) 新規定住希望者の開拓

5. フリーダイヤルの設置

電話番号 0120-567-464(専用電話)

- ・この専用電話では、日本全国携帯電話を含む全ての電話からの受付が可能。
- ・受付時間は、平日の午前8時30分～午後5時30分。なお、時間外(土、日曜日、祝日含む)は、その旨ガイダンスでお知らせ。

6. 相談員の配置

- ・各種情報の収集・発信機能を強化するとともに、相談者へのきめ細かな対応をしていくため、平成18年12月1日から「定住促進・Uターン専門相談員」(嘱託職員)を配置。

- (1) 氏名 川西清美
- (2) 年齢 57歳
- (3) 採用期間 平成18年12月1日～平成19年3月31日
※平成19年4月1日以降は1年ごとの更新

●空き家情報

平成17年度に合併地域の自治会長に空き家の調査協力を依頼。この調査結果を基に、各総合支所から所有者へアンケートを送付し、空き家情報を登録。現在、売買8件、賃貸9件の空き家を確保。

現在、用瀬(家奥)と河原(鹿野)の2箇所協議中

●Uターンニーズ調査

鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口とホームページを開設するにあたり、ニーズに合った就業・生活・住宅等の情報を提供していくため、県外在住の皆さんがどのようなUJIターン情報を求めているのかを把握する目的で平成18年8月にアンケート調査を実施。また、アンケート回答者の中から抽選で10名に市特産品をプレゼント。

●転入・転出状況の把握

鳥取市の毎月の転入・転出情報を集約し、動向を把握。(平成18年8月～)

県外・・島根県、岡山県、広島県、山口県、四国、九州、大阪府、兵庫県、その他近畿、
関東、その他

県内・・倉吉市、米子市、境港市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町、県中部の町、
県西部の町村

●情報の発信

1. 鳥取市ホームページ

- (1) 市のホームページに、「定住促進 (UJI ターン)」のメニューを新設し、定住促進やUJI ターンに関する各種情報を掲載した専用サイトを開設。
- (2) 地域振興室のメールアドレス (chiikishinko@city.tottori.tottori.jp) を提示し、メールでの相談も受付。
- (3) 専用サイトのアクセス数は11月末で6,000件を突破。

2. 市報

- (1) 「鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口」を開設【平成18年9月15日号】
- (2) <特集>定住対策促進事業【平成19年1月1日号】

●今後の方向性

1. 団塊の世代をターゲットとした県外への戦略的な情報提供を定期的に行う。
 - (1) 県外イベントでの相談支援窓口開設
 - (2) マスメディアでの情報提供
 - (3) 県東京事務所・大阪事務所との連携
 - (4) 県人会、同窓会でのPR

2. 希望者のニーズにあった住宅を紹介できるよう、空き家の登録物件を増やしていくとともに、宅地建物取引業協会（民間不動産業者）と連携を強め、具体的な制度を定める。
 - (1) 宅地建物取引業協会ホームページにおける空き家の物件紹介
 - (2) 住宅売買・賃貸契約の相談・仲介

3. 「しばらく滞在して、鳥取市をしっかりと体感したい」「気に入ったら、将来移り住みたい」といった田舎暮らし希望者向けのロングステイ型事業を検討・実施。
 - (1) 田舎暮らし・交流体験ツアー（長期滞在お試しプラン）
 - (2) 田舎暮らし・定住体験施設（定住お試し住宅）の整備

II 鳥取市のグリーンツーリズム推進

●目的

グリーンツーリズムを活用して、都市住民との交流により農山村地域の活性化を推進するとともに、定住を促進し人口増加を図ることを目的とする。

【グリーンツーリズムとは…】

ゆとりのある余暇の過ごし方を求める都市住民が、ふるさとの安らぎを求めて農山漁村を訪れ、その自然や文化にふれながら、農林水産業の体験や人々との交流を通して心身をリフレッシュする余暇活動。

●現状

鳥取市におけるグリーンツーリズム（GT）は、これまで地域内の各団体が個別に活動されてきた。都市住民との交流により農村地域の特性を生かして地域の活性化を図るといふ、GTの活動を更に発展させるためには、団体同士の情報交換を図り、共同してPRすることが重要である。これにより、都市部の住民の選択肢も広がり、事業展開も広がりを持つことができる。

また、新たに取り組もうとする場合にも、連絡会があれば相談もし易くなり、会員の持つノウハウも得られるので、活動団体の増加にもつながっていくものと思われる。

これらの状況を踏まえ、GT実践団体の連携を深める「鳥取市グリーンツーリズム連絡会」を平成18年7月設立した。現在、関係機関の協力のもと、GT実施団体独自（個別）の活動はもとより、連絡会として様々な事業を展開している。

●課題

(1) GT実施団体独自（個別）の活動において、しっかりと定期的に農家民泊を実施している団体もあれば、休止中や未経験（日帰りのみ）の団体もある。また、行政に頼ることなく独自に取り組みを進めている団体もあるが、受け入れに際し行政の手助け（協力）が必要な団体もあり、活動内容のレベルに差がある。 *6月体あり*

(2) 連絡会の活動において、設立初年度ということもあり事務局は行政（鳥取市地域振興室）が持っている。

●今後の方向性

(1) 連絡会における活動を通じ、GT実施団体の相互的レベルアップを図っていく。

(2) 連絡会事務局は、連絡会構成団体の中で行えるようにする（行政から手を離す）。

(3) 連絡会を構成する団体数の増加を図る。現在6地域（5団体）を、平成22年度には10地域へ（目標）。

「鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口」相談者の集計データ

平成18年11月31日現在

1. 相談者

(1) 都道府県別

茨城県	群馬県	東京都	神奈川県	山梨県	静岡県	岐阜県	愛知県	大阪府	
1	1	2	1	1	1	1	1	4	
兵庫県	鳥取県								合計
5	10								28

(2) 年齢別

20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	不明	合計
2	3	5	3	9	4			2	28

(3) 性別

男性	女性	合計
19	9	28

(4) 相談種別

Uターン	Iターン	空家情報	市内移住	その他	合計
10	10	3	4	1	28

(5) 情報媒体別(窓口を何で知ったか)

インターネット	知人	チラシ	市報 支所だより	新聞	情報誌	関連機関			合計
5	2		1	1		3			12

2. 相談内容

(1) 生活情報

医療	商店	福祉	学校	交通	地域	幼稚園 保育所	税	ごみ・ 下水道	合計
			4	1		2	1	1	9

(2) 不動産情報

空き家	分譲地	賃貸住宅	店舗	農地農園	山林	作業場			合計
22	5	10		9		1			47

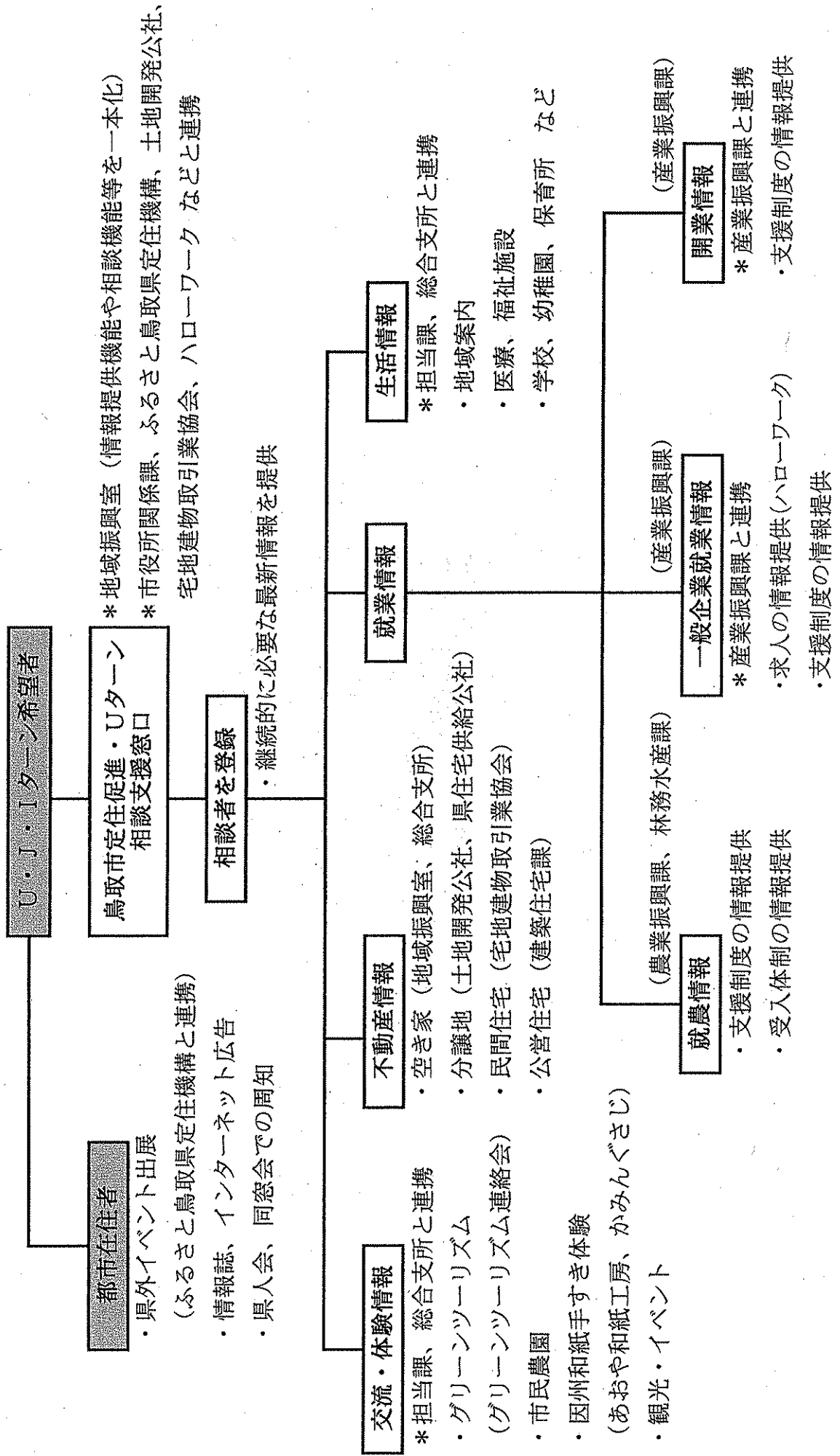
(3) 就業情報

正職員	パート・ アルバイト	自営業	農林業	漁業					合計
5	6	1	5						17

平成18年度 人材誘致・定住対策促進事業 年間スケジュール

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
関係課、関係団体との連携・体制整備	本庁担当課長会	提申情報、体系図の確認など(2回開催)	産業振興課、農業振興課、林務水産課	空き家調査、生活情報調査など(3回開催)	空き取り車の配布、情報の一斉化	社会動態対策プロジェクト会議						
		支所担当者会			情報収集、連携							
空き家	関係団体											
	物件の確認		アンケートによる支所管内の空き家情報の収集									
Uターンニーズ調査	情報の提供		物件の状況把握(卒業等)			①物件の状況把握(卒業等) ②自治連(主に所取地域の中山間地域)に呼び掛け、空き家情報を収集 ③定期的に空き家情報を収集、更新						
			アンケートによる支所管内の空き家情報の収集			物件の条件が合えば、家主と希望者と市職員との3者で立会し、物件の確認を行う。交渉、契約は家主と希望者の間で行っていただく。						
転入者・転出者の把握	看板の設置											
	フリーダイヤルの設置											
総合窓口の開設	Uターン相談員											
	相談・支障窓口											
情報の提供	ホームページ											
	とっとり市報											
情報誌への掲載の広告掲載	チラシパンフレット											
都市在住者への情報提供												

定住対策体系図



団塊世代定住へ

Uターン相談スタート

鳥取市

人口増加対策の一環として、鳥取市は一日、U・J・Iターン希望者を対象とした相談支援窓口を市役所本庁舎に開設した。情報の収集と発信を一カ所に集中させ、団塊世代を中心に市内への定住を促進するのが狙い。

「鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口」と書かれた看板（高さ百二十センチ、幅三十センチ）が本庁舎三階の地域振興室に掲げられ、職員が相談受け付け業務を開始。空き家や市民農園の利用状況、住宅、求人、周辺の学校



相談支援窓口の看板を掲げる竹内功市長（右）ら

や病院などの情報を提供している。同市は今後、相談者をデータベースに登録し、U・J・Iターンの関連資料などを定期的に送

付。専門の相談員の配置も考えており、四日開会の九月定例市議会に必要な予算案を提出し、承認されれば十月から相談員を公募、十二月から勤務する。
専用のフリーダイヤル（0120-156714）64、午前八時半から午後五時半まで）も同日開設。市のホームページでU・J・Iターンの基礎情報の掲載も始めた。

Uターン相談員を配置

自らの経験生かすと意欲

鳥取市、33年ぶりに
帰郷の川西さん



Uターン相談支援窓口の専門
相談員に起用された川西さん
＝1日、鳥取市役所

阪、北九州などを巡り、
昨年末に退社した。「鳥
取の自然や人情が忘れら
れなかった」。二人の子

どもが自立したこともあ
り、帰郷を決意した。
鳥取に戻り二十社以上
の採用試験を受けたが、
ある担当者からは「この
年ではちょっと無理です
ね」。年齢が大きな壁と
なり、Uターン就職に苦
戦する中、ハローワーク
にあった公募要項が目
飛び込んだ。
任期は来年三月三十一
日まで。Uターンの促進

に役立つ地元企業や関連
団体などの情報を管理す
るほか、住まいを探して
いるUターン希望者に空
き家を紹介。就職などの
相談を受け付け、鳥取市
出身の県外就職者にも情
報発信する。川西さんは
「経験を生かし、相談者
の立場になって耳を傾け
たい。人口を二人でも多
く増やし、活性化したま
ちづくりを目指す」と意
欲を見せている。

鳥取市は一日、人口増
加対策の一環として設け
た「定住促進・Uターン
相談支援窓口」に、民間
のUターン経験者を専門
相談員として配置した。
大手スーパーに勤めて全
国を回り、三十三年ぶり

に故郷に戻ってきた川西
清美さん(まほ)同市卯垣
五丁目。自らの経験を
生かし、さまざまな悩み
も受け付ける。

鳥取市は九月、団塊世
代のUターンを促進
する拠点として、窓口を
設置。市職員一人が業務
に当たっているが、生活
や就業の実態にきめ細か
く対応しようと、嘱託職
員を公募した。
川西さんは高校卒業
後、一九七二年に入社。
転勤族として広島や大

鳥取市グリーンツーリズム連絡会 会員等名簿

【順不同】

★取り組み団体

番号	団体名	代表者	住 所	連絡先	役員	備 考
1	河原町 ^{かんば} 神馬地区	澤田 寿彦	河原町神馬296			
2	国府町 ^{わじ} 上地地区	谷口 徳五郎	国府町上地491		会長	
3	鹿野町 ^{まにゅうどう} 鬼入道グリーン ツーリズム研究会	林 輝幸	鹿野町末用990-2		副会長	
4	法師 ^{ほうし} ヶ滝 ^{たき} 源流を守る会	前田 儀之	鹿野町河内2608		監事	
5	福部町 ^{せいのだに} 清内谷地区集落	山里 富久	福部町左近560			
6	福部町 ^{ゆやま} 湯山地区集落	橋本 保	福部町湯山1907-9			

★アドバイザー

氏名	所 属	職 名	連絡先	備 考
古塚 秀夫	鳥取大学農学部	教授	0857-31-5405	
家中 茂	鳥取大学地域学部	助教授	0857-31-5142	
澤田 廉路	(財)とっとり政策総合 研究センター	調査研究サブ・ディ レクター	0857-37-1650	

★オブザーバー (鳥取市役所)

氏名	所 属	職 名	連絡先	備 考
福田 正樹	農業振興課	課長	0857-20-3233	
木村 和久	観光コンベンション推進課	課長	0857-20-3227	

★事務局 (鳥取市役所)

氏名	所 属	職 名	連絡先	備 考
窪田 清志	協働推進課地域振興室	室長	0857-20-3183	
竹氏 正順	協働推進課地域振興室	スタッフ	0857-20-3184	
渡辺 晃子	国府町総合支所産業建設課	スタッフ	0857-39-0560	
田中 忠明	福部町総合支所産業建設課	スタッフ	0857-75-2814	
米村 典之	河原町総合支所産業建設課	スタッフ	0858-76-3117	
小島 康男	鹿野町総合支所産業建設課	スタッフ	0857-84-2012	

平成18年度 事業計画（予定）

【鳥取市グリーンツーリズム連絡会】

番号	項目	期日	事業内容	備考
1	研修会	11/21(火) ～22(水)	「全国グリーンツーリズムネットワークしまね石見大会」(鳥根県浜田市等)参加	
		2月中旬		
2	先進地視察	1月下旬	○県外を視察(京都府等) ○内容:1泊2日で農家民泊を体験	
3	モニターツアー	10/7(土) ～8(日)	○福部町清内谷、湯山で1泊2日の農家民泊していただきながらモニター ○募集広告(情報誌「ぼど」)に記事を掲載し、関西方面へ情報発信。鳥取市HPに掲載。	
4	情報交換会	1月	○団体の取組み状況、課題等意見交換 ○平成19年度事業への要望	
5	新規加入団体育成		○研修会、視察への参加呼びかけ	
6	連絡会	7/25(火)	○設立会	
		8/22(火)	○事業内容の検討等	
		3月	○次年度計画検討等	

鹿野町湯川住宅団地分譲中

湯川住宅団地は近隣に公共施設等が充実し、鳥取市内より車で約25分の距離にあり、利便性にすぐれています。1区画当たり平均85坪の宅地は、鷲峰山を望む豊かな自然に囲まれ、宅地ごとに温泉給湯が可能なため、マイホームで温泉を楽しむことができます。

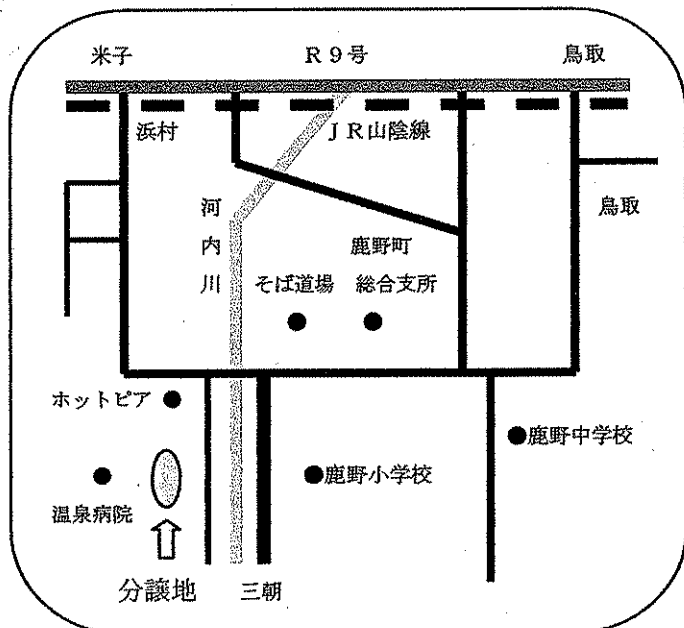
体にやさしく、住みやすい快適な環境をご提案いたします。

概要 ◆鳥取県鳥取市鹿野町今市字櫻馬場ノ上他◆全体面積24,052㎡◆計画戸数・55戸◆所有者・鳥取市土地開発公社◆所有権以外の権利なし◆法令等に基づく制限の概要◆都市計画法・都市計画区域◆建築基準法・用途指定なし・各土地区画は幅員6mの市道に接する。・建ぺい率70%・容積率400%◆上水道・市営簡易水道◆下水道・公共下水道◆電力・中国電力◆ガス・なし(プロパンガス)◆雨水排水・側溝◆学校・市立鹿野小学校・市立鹿野中学校◆法令等の制限・都市計画区域内◆自治会名・湯川◆交通・JR浜村駅から鹿野温泉公園バス停(16分)下車徒歩5分◆温泉給湯が可能・温泉分担金・1,575,000円(使用許可範囲有)

湯川住宅団地(北西方向から撮影)



湯川団地までのアクセスマップ



申込みは随時受付を行っております。

分譲条件等もございますので下記にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

鳥取市土地開発公社

〒680-0022 鳥取市西町2丁目311番地

TEL 0857-22-4742 FAX 0857-21-8074

鳥取市鹿野町総合支所産業建設課

〒689-0405 鳥取市鹿野町鹿野1517番地

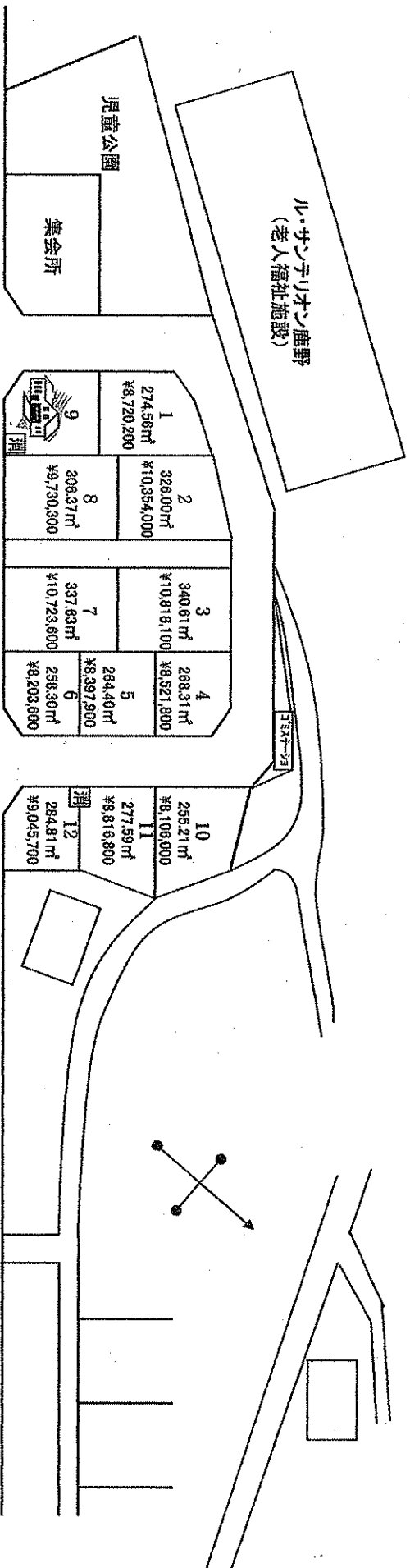
TEL 0857-84-2012 FAX 0857-84-2598

鳥取市内・車で約25分 JR浜村駅・車で約10分

鹿野町総合支所周辺・車で2分・徒歩10分

小学校・中学校・徒歩約20分 鹿野温泉病院・徒歩5分

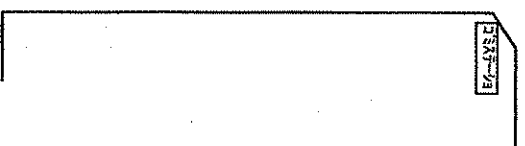
分 譲 区 画 図



13	261.50㎡ ¥8,305,500	14	267.43㎡ ¥8,493,400	15	267.51㎡ ¥8,498,600	16	267.63㎡ ¥8,499,700	17	280.90㎡ ¥8,921,800	18	280.96㎡ ¥8,923,900	19	280.96㎡ ¥8,923,900	20	237.94㎡ ¥7,556,800	21	281.02㎡ ¥8,925,000
27	252.85㎡ ¥8,030,400	26	265.69㎡ ¥8,438,800	25	274.34㎡ ¥8,712,900	24	272.17㎡ ¥8,644,800	23	281.02㎡ ¥8,925,000	22	272.17㎡ ¥8,644,800	21	281.02㎡ ¥8,925,000	20	237.94㎡ ¥7,556,800	19	280.96㎡ ¥8,923,900

28	271.06㎡ ¥8,608,900	29	307.26㎡ ¥9,799,700	30	307.65㎡ ¥9,771,300	31	306.81㎡ ¥9,745,000	32	308.11㎡ ¥9,788,000	33	307.57㎡ ¥9,769,100	34	265.29㎡ ¥8,426,200	35	266.20㎡ ¥8,454,600	36	295.57㎡ ¥9,387,000
43	271.39㎡ ¥8,619,400	41	302.67㎡ ¥9,612,700	40	302.67㎡ ¥9,612,700	39	297.40㎡ ¥9,445,800	38	295.57㎡ ¥9,387,000	37	295.80㎡ ¥9,388,000	36	295.80㎡ ¥9,388,000	35	295.57㎡ ¥9,387,000	42	271.39㎡ ¥8,619,400

44	306.83㎡ ¥9,745,000	45	306.83㎡ ¥9,745,000	46	306.83㎡ ¥9,745,000	47	318.47㎡ ¥10,114,600	48	318.47㎡ ¥10,114,600	49	306.50㎡ ¥9,734,500	50	310.05㎡ ¥9,847,900	51	310.15㎡ ¥9,851,100	52	313.79㎡ ¥9,966,600	53	306.98㎡ ¥9,750,300	54	306.98㎡ ¥9,750,300	55	306.98㎡ ¥9,750,300
----	-----------------------	----	-----------------------	----	-----------------------	----	------------------------	----	------------------------	----	-----------------------	----	-----------------------	----	-----------------------	----	-----------------------	----	-----------------------	----	-----------------------	----	-----------------------



住民自治基本条例（仮称）素案の作成について（案）

1 住民自治基本条例の制定状況と性格

全国の住民自治基本条例の制定状況としては、52市町村（中国地方では、新見市、矢掛町の2市町、山陰地方では制定市町村なし。平成18年6月末現在、協働推進課調べ）となっており、「自治基本条例」、「市民基本条例」及び「まちづくり基本条例」等、様々な条例名・条例内容となっています。

本条例の多くは、自治体運営の基本的な理念や仕組みを定める条例であり、市町村のまちづくりの最も基本となる規範として位置付けられています。本条例が制定された後は、その理念に基づき、市民、行政及び議会がそれぞれの役割を果たしつつ、連携しながら、まちづくりを展開していくことになります。

2 条例（素案）作成の背景

これまで、全国の市町村は、国の均一性・統一性を重視した中央集権型システムのもとで行政運営を行ってきました。

全国の市町村では、近年の社会情勢の変化とともに、市民のニーズや価値観の多様化により様々な課題が発生しており、憲法、地方自治関係法令、各種の個別条例だけでは、市民のニーズに応える多様な行政サービスの提供や、地域課題を解決することが難しい状況となっています。また、平成12年4月より、地方分権一括法が施行され、市町村には、自己責任・自己決定による自立的な行政運営が求められています。

3 条例（素案）作成の必要性

本市は、平成16年11月の市町村合併により、豊かな自然と伝統・文化などの多様な地域資源を有する市となりました。一方で、市域が拡大し、様々な地域の課題に対応する必要性が高まりました。地方分権が進む中で、本市が自立した自治体として飛躍するためには、各地域の特性に磨きをかけ、地域が抱える様々な課題を解決する新しいまちづくりのシステムを、構築することが求められています。

本市においては、平成18年度を初年度とする第8次鳥取市総合計画の中で、まちづくりの原則の1つに、『市民が主役の「協働」によるまちづくり』を掲げ、その主要施策として住民自治基本条例を検討することとしています。

また、第4次鳥取市行財政改革大綱においても、「市民等との協働」を柱の1つに掲げています。これを実現するための戦略として、市民は主権者で、都市経営のパートナーであり、官民の役割分担を見直し、市民参画の促進、民間活力の活用などを積極的に進め、市民との協働による行政経営への変換を図ることとしています。具体的には、平成17年度には、住民自治基本条例の研究及び必要性の検討を行い、平成18年度には、この検討結果を踏まえた取り組みを実施することとしています。

4 条例（素案）を作成する意義

これからの本市の協働のまちづくりを進めるためには、まちづくりへの市民の積極的な参加が重要です。このため、本条例の市民を中心とした作成プロセスを通じて、まちづくりに対する市民意識の高揚を図りつつ、協働によるまちづくりの普遍的な基本ルールを確立していくことが求められています。本条例を作成する意義は、次のとおりです。

①まちづくりの基本理念と基本原則の明確化

本条例において、まちづくりの基本理念が明確にされ、市民と行政がまちづくりの基本理念を共有することにより、本条例の内容が、今後、新たに定められる市民憲章

に最大限尊重され、盛り込まれることが予想されます。また、本条例の中で、総合計画の策定等のまちづくりの基本原則や将来像を位置付けることにより、まちづくりの目標などを市民・行政・議会が共有できます。

②市民の自治意識の向上と協働のまちづくりの推進

本条例は、本市の住民自治、地方自治の基本ルールを明確化し、地方分権の時代に対応した新たな自治体運営の仕組みを確立する役割を果たします。また、本条例の制定により、市民の住民自治に対する関心が高まり、市民と行政が共通認識を持ってまちづくりに取り組む環境が整備され、これまでの「陳情要望型」のまちづくりから「政策提案・協働実行型」のまちづくりへの転換を図り、市民と行政との協働のまちづくりが推進されます。

③協働による地域コミュニティの充実・強化

本条例において、まちづくりを進める上での市民と行政の役割や責任を明確化し、自治会活動や市民団体活動等への行政の支援を市民にわかりやすく示すことにより、コミュニティ・市民活動が活発化されることが期待できます。また、自治会や市民団体が住民自治の主役であることや、地区公民館を新たに地域コミュニティの活動拠点として位置付けることで、地域活動の活発化や地域コミュニティの充実と強化が図られます。

ゆき・高齢化が進展

④計画的・体系的で透明性の高い行政運営

本条例において、本市の行政運営の基本原則を明確化することにより、計画的で体系的なまちづくりが促進されます。また、自立した地方自治体にふさわしい行財政運営システムが構築され、徹底した行政評価と情報公開などの取り組みを通じて、透明性の高い市民から信頼される都市経営が推進されることが期待されます。

5 条例（素案）作成の基本的な考え方

本条例は、市町村のまちづくりの基本理念を明確にすることはもとより、市民が地域づくりに果たす役割や住民自治に責任を負うことなどの内容を含むことが想定されますので、市民が自らの責任で作るという側面を大切にしなければなりません。

このため、市民（公募委員）を中心とした「みんなでつくる住民自治基本条例検討委員会（仮称）」を設置し、委員自らが、市民、市及び市議会等に対し、条例（素案）の内容や作成状況などを適宜、情報提供し、議論を積み重ねながら、条例（素案）を作成することとします。

これらの条例（素案）の作成プロセスを通じて、本市における協働のまちづくりの気運の醸成と多様な市民活動の展開を図るとともに、本市の行財政体制の整備と行政運営のより一層の効率化、市民サービスの向上等を図ろうとするものです。

6 取り組み

(1) 庁内検討組織による検討

関係課長で構成する「協働のまちづくりプロジェクトチーム設置準備会」を9月に開催し、準備会を中心として、条例の制定に向けた論点整理を行っています。

(2) フォーラムの開催

「住民自治基本条例」（仮称）について、市民の皆さんの気運の醸成を図るため、11月12日（日）に『みんなで考えよう！協働のまちづくり～「住民自治基本条例」フォーラム～』を開催しました。

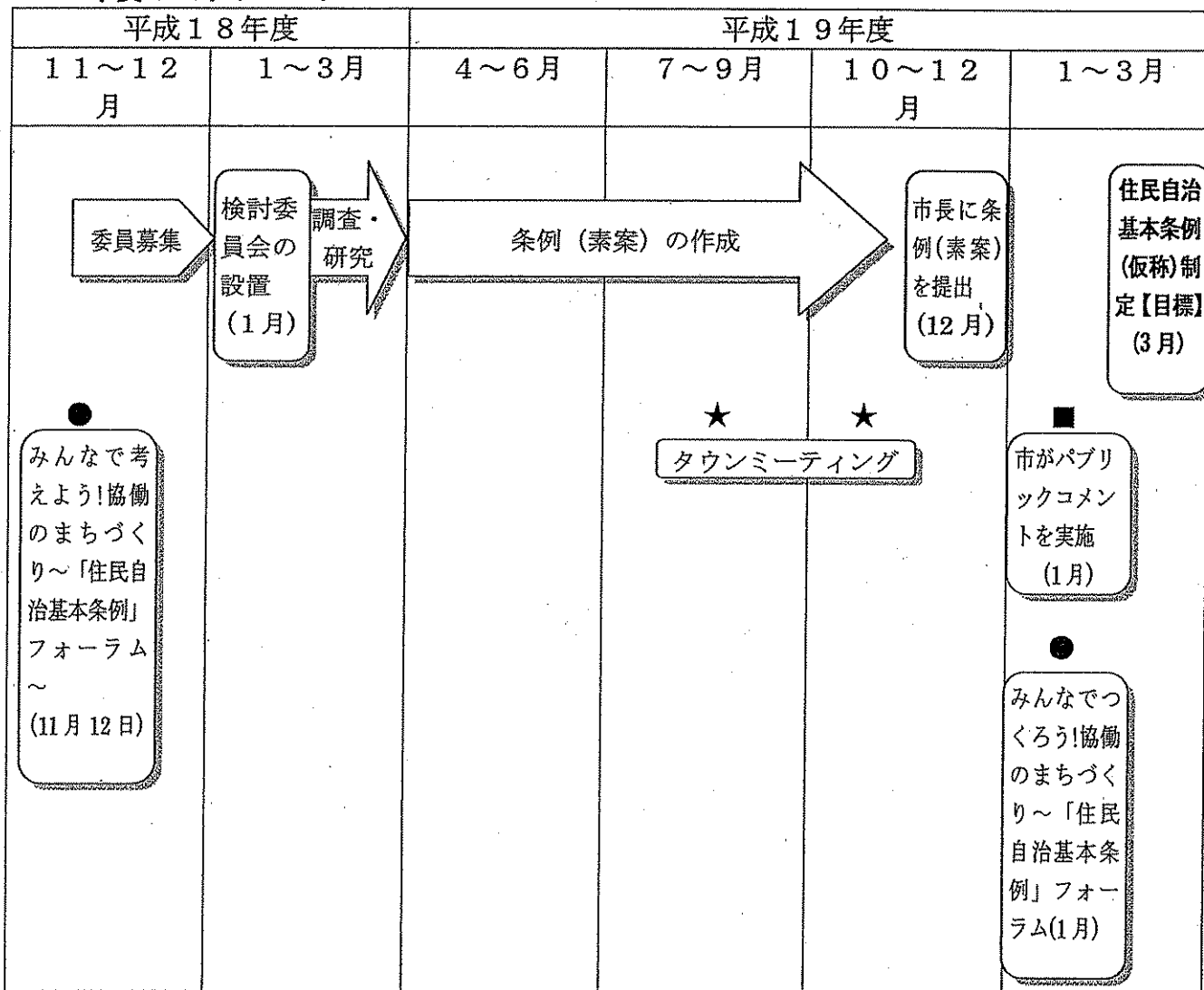
(3) 出前説明の実施

様々な組織・団体が実施する集会や会議等において、条例の説明や取り組みを説明させていただき、市民の皆さんの意識の高揚を図っています。

(4) 市職員研修の実施

市政を担当する市職員の条例についての認識を深め、一層の市民と行政との協働のまちづくりの推進に取り組みます。

7 今後のスケジュール



委員会での想定される論点

(1) 自治の基本理念

- ・住民自治を基本とする協働のまちづくり
- ・自主・自立の市政運営の確立
- ・夢があり誇りのもてるまちづくり

【課題】市民の思いをひとつにまとめる、まちづくりの理念の明確化、
理念型、権利保障型、住民参加型、行政指針型どのタイプとするか

(2) 各主体の権利・役割・責務

- ・市民、議会、市長、職員などの役割・責務

【課題】議会の理解と参画（市長が議会の規定を発案）、市民と市のパートナーシップ、市民のための市・市議会の明確化

(3) 住民自治の仕組み

- ・市民、コミュニティの定義
- ・パートナーシップの定義
- ・情報公開、提供
- ・基本構想等の計画策定課程への参加
- ・審議会等の委員公募
- ・パブリックコメント
- ・政策形成過程への参加
- ・住民投票
- ・住民活動の支援 ほか

【課題】住民自治の保障、住民自治の仕組みの充実・体系化、市民・職員の地域活動への積極的参加、地区公民館の位置付け、市民主体の新たなまちづくり協議会の育成・支援、陳情要望型から政策提案・協働型へのまちづくりの転換

(4) 自治体運営のあり方

- ・行政組織、財政運営の基本原則
- ・行政評価
- ・情報共有と説明責任
- ・国、県、他の自治体との連携
- ・基本条例運営会議 ほか

【課題】総合計画、情報公開、行政手続き、行政評価、パブリックコメント等の基本条例への位置付け、市民の市政への参加

(5) 最高法規性、条例改正手続き

- ・最高法規としての位置付け

【課題】全ての市条例との整合性の確認、基本条例の改正手続き

「鳥取市みんなでつくる住民自治基本条例検討委員会」

公募委員の募集要項

1. 趣 旨

「住民自治基本条例（仮称）」（以下「条例」という。）の素案の検討・作成を行う、「鳥取市みんなでつくる住民自治基本条例検討委員会」（以下「委員会」という。）の委員を募集します。

2. 募集人員

15名

3. 応募資格

鳥取市内に在住又は通勤、通学をしている18歳以上（平成18年12月1日現在）の方で、市のまちづくりに対し熱意のある方（高校生は除きます。）

4. 期 間（任 期）

平成19年1月（第1回会議開催日）から平成20年3月31日（条例素案等の作成完了…予定）まで

5. 委員報酬

無報酬。ただし、交通費として、1,000円/回・人を費用弁償します。

6. 委員会の開催

委員会は、原則として、平日夜間の開催とします。ただし、委員の希望によっては、土・日曜日、祝祭日の開催もあります。（月1回程度の開催）

7. 委員会の主な活動

- (1) 条例素案の検討・作成
- (2) 条例素案の市民等へのPR、説明及び意見募集
- (3) 市民と行政との協働の推進方法の検討

8. 応募方法

下記項目を記載の上、市役所協働推進課まで、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかで応募すること。（様式自由）

- (1) 住所、氏名（ふりがな）、生年月日、職業（学校・団体）、電話番号（連絡先）
- (2) 「応募の動機」「これまで関わっている市民・地域活動」「市民と行政との協働のまちづくりについての考え」を、400字から1,200字程度にまとめたレポート（様式自由）を提出

【レポートに記載する項目】…①から③まで全てを記述する

- ①住民自治基本条例検討委員会に参加しようと思った動機
- ②これまで自身が関わっている市民・地域活動について
- ③これからの市民と行政との協働のまちづくりについての考え

9. 応募期限

平成18年12月28日(木) 必着

10. 選考方法

書類審査の段階で第1次選考し、面接により第2次選考します。
面接の日時等については、応募者に書面で通知します。

11. 選考結果

選考結果は書面で通知します。

12. 応募・問い合わせ先

鳥取市役所企画推進部協働推進課

TEL 0857-20-3181

FAX 0857-21-1594

Eメール kyodosuishin@city.tottori.tottori.jp

鳥取市は、地方自治体の憲法とも呼ばれる「自治基本条例」の制定に向けて動き始めた。専門部署やプロジェクトチームの設置、今後はフォーラムの開催、市民公募の検討委の発定…。条例に基づいて住民自治のまちづくりを進めることで、脱行政型の地域運営へと改革するのが狙いだ。地方分権の意識が高まる中、行政と住民の協働のあり方を探り、2008年3月の制定を目指す。(本社・田村彰彦)

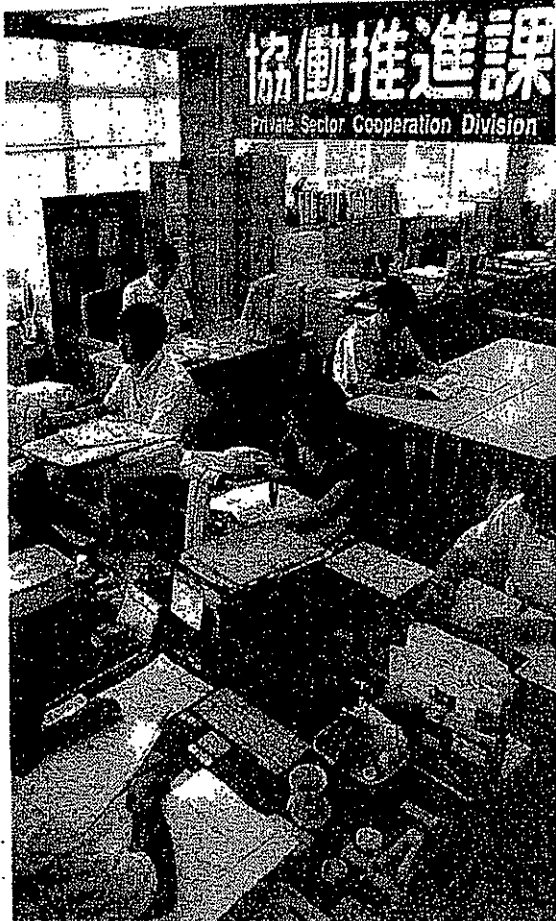
課題を迫る

08年3月制定目指す 鳥取市「自治基本条例」

自治条例は、住民自治の目標や仕組みを体系化し、自治体運営の基本原則、行政の基本ルールを定めるもの。二〇〇〇年に地方分権一括法が施行した後、条例を定める動きが全国で活発になり、五十二市町村が制定(六月末現在)。山陰にはま

「市民自らが地域づくりに考え、行政とのパートナーシップによってまちづくりを進めていく」先進的な市民参加の形態だ。

今年六月の鳥取市議会。森本正行議員(こづの)の一般質問に、竹内功市長は「協働のまちづくり」に懸ける強い決意を述べ、条例の制定作業を懸命に進めていることも説明した。



条例の制定に向けて準備を進める協働推進課の職員＝鳥取市役所

「脱行政」地域運営狙い

鳥取市は今年七月、制定の準備を進める「協働推進課」を新設した。杉本邦利課長はその直後、

「協働推進課」を新設した。杉本邦利課長はその直後、した地域を新鳥取市も構

「協働推進課」を新設した。杉本邦利課長はその直後、した地域を新鳥取市も構

「協働推進課」を新設した。杉本邦利課長はその直後、した地域を新鳥取市も構

「協働推進課」を新設した。杉本邦利課長はその直後、した地域を新鳥取市も構

「協働」のルール構築へ

市民が素案作り 制定作業の中心となるのが、ほとんどが市民からの公募委員で構成する「住民自治基本条例検討委員会」だ。十二月から

「協働推進課」を新設した。杉本邦利課長はその直後、した地域を新鳥取市も構

住民自治に詳しい鳥取大学地域学部の家中茂助教(社会学)は言う。「条例によって地域の何を定めるのか、どう変わ

鳥取市は、市民と行政が協働してまちづくりを進めるための基本的なルールを定める「住民自治基本条例」(仮称)の策定を本格的にスタートさせた。年明けから公募委員らで作業に入り、08年3月の制定を目指す。市は「条例策定の段階から、住民が参加することが大事。内容や策定方法についても、多くの人に考えてもらいたい」として、12日に同条例の意義や必要性などを市民と考える「住民自治基本条例フォーラム」を開く。

鳥取市の「住民自治基本条例」

【田辺佑介】

住民参加のまちづくり

同条例は、自治体運営の理念や仕組み、行政の意思決定や事業推進への住民の参画方法などについて定めるもので、00年に地方分権一括法が施行されたこと
04年に周辺8町村と
市は、幅広く市民の
参画により
「陳情要請型」
から「提案・
協働実行型」
のまちづくり
が推進され
る。また、計画の策定
や情報公開などの方法
も明確化され、より透
明性の高い行政運営が
できる」と期待してい
る。

08年3月制定目指し

策定作業がスタート

とにより、全国の自治体で制定が進んでいる。これまでは個別の条例制定などで対処してきた情報公開の仕組みやパブリックコメント、住民投票など市民

みんなで作える
12日フォーラム
国府町で
「住民自治基本条例フォーラム みんなで作えるよう！協働のまちづくり」は12日午後1時半から、国府町中央公民館(鳥取市国府町)である。大阪国際大学の松下啓一教授が「住民自治基本条例と協働のまちづくり」と題して基調講演するほか、とっとり政策総合研究センターの吉弘憲介研究員が、全国各地の状況を解説する。入場無料。問い合わせは市協働推進課(0857-20-3181)。

協働のまちづくりって、なに？

背景

1. 中央集権の行き詰まり

- ・ ナショナルミニマムの達成
- ・ 東京一極集中
- ・ 国の役割の肥大化（行政の効率性低下）

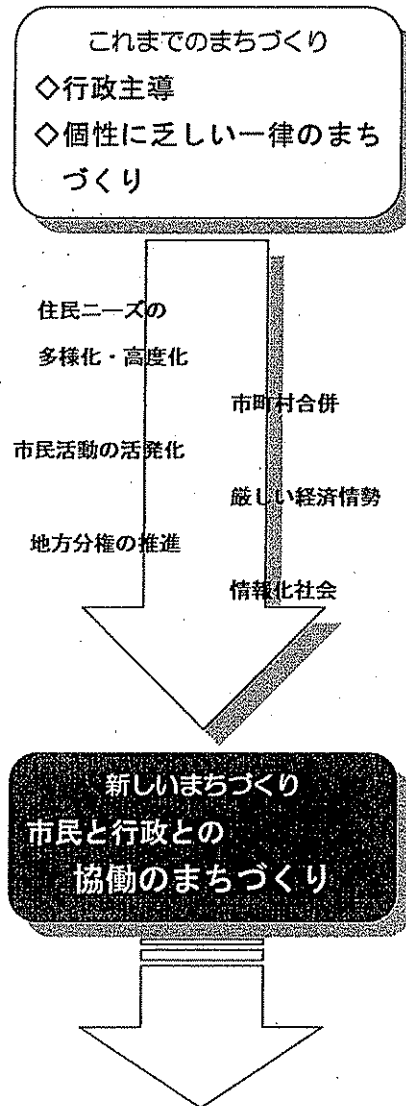
2. 社会・経済情勢の変化

- ・ 少子・高齢化の急速な進展
- ・ バブルの崩壊、安定成長時代
- ↓
- ・ 税収の減少、厳しい財政運営

3. 価値観の多様化・高度化

- ・ 生活様式の多様化
- ↓
- ・ 市民ニーズの多様化
- ↓
- ・ 行政サービスの限界

協働のまちづくりの必要性



必要性

これらの背景から、国と地方の関係を見直し、地域ごとにその特色を生かした政策が行われるよう地方分権が進められています。

このことは、地方自治体に自己決定と自己責任による自治体運営が求められています。

そのためには、これまでの行政主導のまちづくりから市民の意思に基づく市政運営と市民主体のまちづくりへと変えていく必要があります。

子どもたちが誇れる住みやすく魅力ある、市民主体のまちづくりを実現するためには、市民と行政の協働によるまちづくりが必要です。

「協働のイメージ」

市民

行政

事業者

共通理解
対等・平等
協力・連携
役割分担

「協働のまちづくり」とは、市民の皆さんや事業者と行政がそれぞれ、お互いの立場を認め合い、尊重しながら、対等の立場で協力して、まちの将来を考え、まちづくりを進めることです。

平成18年度 鳥取市政懇話会 第3回地域づくり部会

意見・提言（案）に対する事前意見

〔お名前；谷口 博文 委員〕

1. 「鳥取自動車道開通後の中山間地域（合併地域）の振興策」

(1) 長期的振興策

施策名	内容
鳥取の地域特性を活かした、伝統産業などの文化型産業の振興	<p>これからのものづくりは汎用的な産業よりも、その地域の特質（風土、歴史など）に根差した文化型産業を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域特性に根ざしているため独自性が強く、付加価値が高い ・ブランドも有している地域内企業もあり、長期的に振興し易い。 ・原材料も地域依存性が高く、地域貢献度が高い。 ・伝統技術、産品などは地域特性を表わし、重要な観光資源でもある。また、地域間、国際間交流を図るにしても地域アイデンティティの大切な要素となる。 <p>①伝統産業の振興 ②地域産食材を用いた食品産業の育成、できれば過去の食文化を掘り下げる ③地元出身の歴史上の著名人を活かしたコンテンツ産業の育成、観光との連関</p>

平成18年度

鳥取市政懇話会 地域づくり部会 意見・提言

平成21年の開通をめざし整備が進められている鳥取自動車道は、鳥取県東部地域と京阪神・山陽地域を結ぶ無料の高速道路であり、この高速道路の開通により、人・物・情報などの交流が盛んになり、また地域経済が活性化すると期待されています。

鳥取市では、市町村合併、団塊の世代の大量退職など、産業や地域を取り巻く新たな環境の変化が生じる中、高速道路の開通による効果を、少子高齢化の進展などによる地域の衰退が懸念されている中山間地の振興に繋げるために、地域の特性を活かしたまちづくりを進める必要があります。

当部会の1年間の議論のまとめとして次の項目を提言します。

テーマ 中山間地域（合併地域）の振興について

サブテーマ1. 「鳥取自動車道開通後の中山間地域（合併地域）の振興策」

(1) 長期的振興策

- 1) ヘルスツーリズムの導入
 - ①農業体験（グリーンツーリズム）、漁業体験（ブルーツーリズム）旅行を通じた健康の維持・増進
 - ②保養（療養を含む）を目的とした温泉浴、森林浴旅行の推進
 - ③医療的な健康増加を目指す「良食ツアー」の推進
- 2) 中心市街地における近隣型商店街の振興
 - ①最寄り品中心の近隣商店街の整備（中山間地の特産品出店等）
 - ②定期的安値市、高齢者ファッション市、フリーマーケット等の実施（昔ながらの「市」の楽しさを経験する）
- 3) 鳥取の地域特性を活かした伝統産業などの文化型産業の振興
 - ①伝統産業の振興（和紙産業など）
 - ②地域産食材を用いた食品産業の育成、過去の食文化をさらに掘り下げる。
 - ③地元出身の歴史上の著名人を活かしたコンテンツ産業の育成、観光との連携

(2) 短期的振興策

- 1) 鳥取ならではの食の祭典（イベント）の開催
- 2) 買い物ツアーの定期的実施（旅行会社との提携）
- 3) 年間を通じた地域イベント暦の整備、定期的な発行。
- 4) 市街地と中山間地の交流の促進（旧町村単位、町内会単位での文化、スポーツ、特産品交流）

- 5) 旧町村の特産品の交流フェアの開催（持ち回りでそれぞれの地域自慢大会のようなイベント）
- 6) 小学校レベルでの合同文化発表会
（スポーツ大会のみならず、地域文化の伝承として開催してはどうか）
- 7) 交流人口の増加のための「田舎体験ツアー」の実施
（姉妹都市、姫路や京阪神の親子への呼びかけ）
新しいものを作りだすのではなく、今ある「本物」を体験。
- 8) グリーンツーリズム受入モデル地区の選定
中山間地域での受入地域の増加をめざす。
- 9) 特色あるグリーンツーリズム
団塊世代をターゲットにした、農作業体験（栽培、収穫体験）やオーナー果樹園の導入など体験と喜びが感じられる特色あるグリーンツーリズムの展開
- 10) 受入体制
温かく受け入れる気持ち、おもてなしの心を育てる。

(3) インフラ整備について

- 1) 道標の整備（国県道から市町道、農道へのルート表示が十分でない。）
- 2) 観光施設への案内表示の再点検及び整備
- 3) 農産物販売所の位置を掲載した地図、パンフレットの作成
- 4) アンテナショップの設置
農林水産物の特産品の販路拡大のため、都市部でのアンテナショップの設置
- 5) 新鮮な農作物を食材とした食事どころの整備

サブテーマ2. 「中山間地域（合併地域）のコミュニティの充実・強化」

(1) 地域活動を中心とした活性化への支援強化

- 1) 住民の自主活動（納涼祭、運動会、環境保全活動、研修会等）への支援の強化。
- 2) 集落単位での活動への支援
 - ①ふれあいサロンの拡充、強化
現在福祉関係が進めているふれあいサロンの制度を、よりきめ細かな単位まで拡大し、少人数でも参加できる地区を増やす。また、助成制度もこれにあわせて充実する。
 - ②地域通貨の活用
地域の相互扶助機能が低下してきている現状を踏まえ、地域通貨制度を活用し、お互いが遠慮なく扶助を受けたり、提供したりすることが出来ることにより絆が強まり、コミュニティの増進に繋げる。
- 3) 公民館活動の円滑な実施体制
従来から公民館は、生涯学習の拠点であるとの考えが中心であったが、今日では福祉関係、自治会関係の活動拠点にも位置付けられており、お互いの業務が円滑に実施できるシステムの構築。

(2) 地域全体としてのコミュニティの強化

1) 高度情報化通信ネットワークの活用

① インターネットを活用した意見交換の場（コミュニティ）の充実

今後情報化の推進は避けて通れない状況にあるが、中山間地では遅れている。特に、インターネットの双方向性の利点を活用した、誰でも、どこでも、いつでも、様々に開かれる意見交換の場（コミュニティ）に参加出来るようにすることが、コミュニティの強化につながると考えられる。

また、インフラ整備は進められているが、技術的アドバイスが可能となるような支援策を講ずる。

② デジタル・ディバイドの解消（地理的・年齢・身体的条件による活用能力の格差を解消する）

2) 地域リーダー養成

地域のリーダーが住民の思いや希望に基づいて指導できるよう、民間レベルでリーダー養成を行う。

3) 各地区の取組みのPR

各地区での取組みを様々な場所で展示し紹介する。（市民図書館や体育館の通路や屋内駐車場）